

## 第2章 坂田漁業の変遷

### 海苔養殖業の栄光

#### 坂田と海

三々五々に連れ立って集まってきた坂田漁業協同組合員一二三名の面々は心なしか緊張の色を隠しきれない表情だった。昭和四十四年三月十七日午前のひと時。春まだ浅い季節ではあったが、気候に恵まれた坂田の早春は麗らかに暖かい。その日は坂田漁業協同組合の解散の日、真白な布でおおわれた記念碑は威厳をもって静かに除幕の式典を待っていた。

ひっきりなしに疾走して行くダンプカーやトラックの流れが続く国道十六号線にそったその場所、すなわち西本名輪の向かい地はひと昔前までは穏やかな浜辺だった。そこには共同の漁具置場があり、浜番の休憩待機所があった。とりわけ組合員を懐かしく思わせたのは新年の初めに行なわれた浦祭りの集合地でもあったことである。漁民たちはその厳寒の浜辺で祭りの祝詞をおごそかにあげ、湯の花の神事を執り行なって、無礼講



埋立て前の坂田浜 (昭和32年頃)

の宴会場となる花の井の組合事務所へと賑やかに繰り出して行ったものだ。

坂田漁業協同組合が漁業権を放棄したのはそれより四年前の四十年五月二十六日である。

しかし、人間などというものは一つの問題が解決したからといって猫の眼が変わるように次の課題に取りかかれる単純なものではない。海の男らしく豪放磊落で割切りのいい気性をもつ坂田漁民とて、決して例外ではなかった。まして海は先祖伝来の耕地である。漁業は住民の糧であった。したがって放棄から四年の歳月が流れて新しい重工業地帯として杭打つ音を横目にしながらも、彼らの海への愛着はいつまでも消えることはなかった。

だが解散のその日にはもうそこからは海の姿は見えない。

坂田漁民にとってはまさに驚天動地とも思えるほどの震撼をもたらした八幡製鉄（現在は新日本製鉄）はすでに埋め立てられた用地の上で第一号高炉に火を入れ、冷徹な時代の流れの姿を見せつけていた。けれども組合員一人一人の耳の奥にはまだ雄々しい波の音が残っていたのに違いない。日焼けした肌には運命を共にした潮の香がしみついて離れなかった。

しかし、この日こそ海との本当の別離である。記念碑を覆った真新しい白幕がはずされると、そこには堂々たる文字が刻み込まれた石碑が厳とした姿を現した「おおー」とうなずく組合員たち。祖先から継承された漁場、村内のコミュニケーションを豊かにさせていた憩いの浜辺、それがいま一基の碑となりそこに姿を見せたのであった。

しばしの間をおいて組合長の秋元聰が肅々と壇上にのぼった。そのとき彼は六十二歳。



埋立て前の坂田浜でのすだて遊び(昭和32年頃)

精悍な面構えは少しの衰えも見せていない。いい意味のワンマン組合長であった。

一瞬のたじろぎのあとで秋元聰は静かな口調で挨拶を行なったのである。

「私達坂田の漁民は祖先伝来の海を守り、養貝事業に、海苔養殖に全智を傾けて生産の向上に努めて来ました。その実績は湾内組合間でも高く評価されて参りました。然るに数年前八幡製鉄が社運をかけて世界第一を誇る大製鉄所をこの君津町の一角に建設することが決定され、わが君津町も快く受け入れました。私達漁民も時代の流れに呼応して漁業権を放棄し、海面を提供することになりました。海面はまたたく間に埋め立てられ、昭和四十三年十一月二十七日には待望の第一号高炉の火入式を終え、ここに大重工業都市へ発展の第一歩が踏み出されました。然しながら多年に亘り数多くの先輩諸氏の苦心によって育てあげた浅海養殖の事業もここに終りを告げて、海の幸の姿も見られず、その香りから遠ざかってみると感慨無量なるものがあります。

ここに組合員相計り由緒ある実績を後世に遺したく記念碑を建立することに決しました。幸い君津町からゆかりの土地の提供をうけ、また多数の篤志寄附を得まして、本日除幕の式典を迎えることが出来ました。」

秋元聰らしい簡明瞭な挨拶であった。しかし、それだけに組合員に対する余韻はいっそう強く、その眼には、春の陽を受けて草の露のように光るものがいまにもこぼれ落ちそうにうるんでいた。

そしてまたこのセレモニーこそ坂田漁民の本当の終焉だったのである。

坂田漁民の漁業、とりわけ海苔養殖にかけた執念は目を見張るものだった。何よりも研究熱心で科学的に問題を解決したところに他浦とは違うユニークさがあった。



埋立て前の坂田浜



## 碑文

坂田区は夙に北面は東京湾に面し東西に走る緑の山系は夕風を防ぎ南面は豊饒の農地を展望し氣候温暖の豊かなる農山漁村なり殊に内湾は古来遠浅にして魚介類の天産に恵まれ優良なる漁場として知らる文政四年仁孝天皇の御代江戸の人近江屋甚兵衛翁人見に移住し小糸川地先海辺に築立海苔の養殖を試み成功して以来この地方一帯の漁場はここに一大転期を迎えて海苔養殖の漁場に変り明治三十五年法令の制定によりて漁業組合が設立され爾来本碑裏面に銘記する歴代組合長の献身的なる指導と組合員のたゆまざる努力によって次第に環境は整備され県下有数の漁場に発展し之に加うるに終戦後は国内再編の一環として昭和二十四年水産業協同組合法の施行に伴ない新に発足した漁業協同組合が翌二十五年に養貝及び海苔養殖の研究を重ね法の改正によりて基礎が確立し水平養殖方式および浮動式採苗の技術が取入れられ昭和三十五年頃海苔人工採苗方法発見されるや卒先してこれを実践し多大の成果をおさめ預貯金の取扱高も他の追従を許さざるに至り生産額も亦内湾随一を誇る組合となれる折柄千葉県は京葉臨海工業地帯造成の政策に基き君津町地区地先海面を中心に八幡製鐵株式会社の誘致を計画し本組合に対しても昭和三十五年十月十九日知事柴田等氏より漁業権放棄の申入れありたり組合はこれによりて緊急会議を開催



坂田漁業協同組合解散記念碑除幕式(昭和44年3月17日)

し慎重に討議を重ねたれども漁業に対する愛着の念は捨てがたく容易に結論を見出し得ずして一年有余の歳月を経過しこの間関係当局の説得もありて組合員は忍びがたきことながら近代国家建設と郷土開発の将来に鑑み県政に協力することの結論に到達し補償交渉を受諾するに至れり叙上の妥結に基づき昭和四十年五月二十六日県知事友納武人氏と組合長秋元聰氏は君津町長鈴木菊治郎氏を立会人として漁業権等の放棄および之に伴なう損失補償に関する協定書に調印する運びとなる仍てこの経過の記念碑を友納知事の揮毫によりて建立す斯くして祖先より継承されたる過去漁場の由来および多年に亘る組合の業績を偲ぶと共に世紀創造の新時代を開発する為の礎石となるべく一切の権利を放棄したる組合員は茲に又重大なる決意を新にして郷土並に邦家の再建更生に自奮自励を誓う一念を石に刻して後世に伝うるもの也

昭和四十四年三月吉日

元君津町長 正六位勲五等 鈴木誠一 撰文

君津町中富 斎藤正司 謹書

富津町大堀 大野留吉 謹刻



除幕式であいさつする鈴木俊一君津町長

# 歴代組合長と組合員

## ■解散時の坂田漁業協同組合員

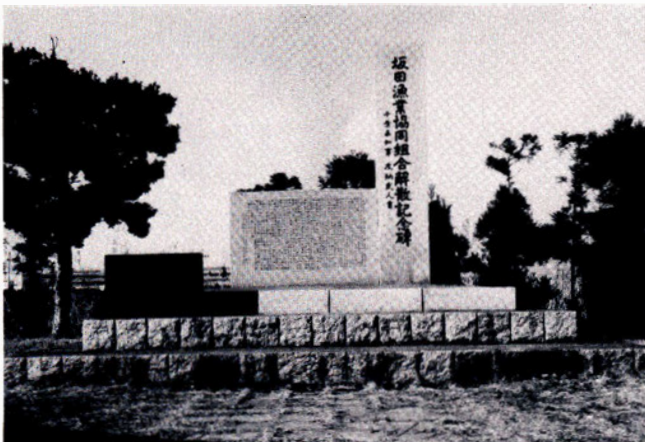
初代	栗原惣吉	青沢廣治	本間作蔵	広瀬うめ	栗原治次
2代	安藤忠蔵	有野やす	青沢四郎	広部三三四	谷孝一
3代	牧野信太郎	広部とみ	小幡喜男	伏居敬助	金見光成
4代	秋元富太郎	有野重吉	初津政蔵	大森勇	斉藤勲
5代	安藤誠一	有野雅二	高瀬勝太郎	色部和夫	栗原秋蔵
6代	広部彌三郎	広部春次	辻熊吉	坂井武次	広部喜惣治
		北見薫	広瀬俊雄	関口一美	広瀬孟男
		谷上留吉	本間登	井祐好雄	色部積次
		有野常治	鈴木熊次郎	井祐稔	広部一郎
		苺込繁雄	伏居正夫	井祐つや	坂井俊雄
		秋元康男	小野孟男	井祐典夫	平野豊作
		小幡良一	小野信次	斉藤保	苺込時治
		平野房壽	堤史	坂井清一	平野竹治
		秋元清	秋元晋	坂井宏	平野嘉一
		本間宗吉	秋元聰	斉藤誠一	平野隆



除幕式において

7代	坂井四郎治	平野 勲	安藤 一	広瀬 潔	秋元義夫
8代	秋元猪次郎	平野秋蔵	安藤明男	広瀬 優	広田松之助
9代	坂井音三郎	平野與志雄	青沢由太郎	広部勝一	堤 秋蔵
10代	秋元 聰	栗原正二	苅込喜八	秋元恵美子	水越 曠
11代	平野秋蔵	斉藤五郎	安藤幸一	秋元 保	水越 清
12代	秋元 聰	平野二郎	安藤史郎	安藤喜男	坂井 勲
		牧野安雄	安藤茂二	山下久造	坂井こう
		秋元昭作	安藤武男	広部邦夫	広瀬 隆
		土屋清一	安藤義雄	広部茂治	広部竹次
		錦織 彰	色部喜八	安藤兵輔	鳥井嘉七
		堤 恭次	苅込 章	広部作次郎	錦織稔夫
		牧野皓一	平野治二		
		牧野 仲	斉藤 優		
		牧野小一郎	初津新蔵	秋元 聰	
		牧野 守	安藤 悟	平野秋蔵	
		色部隆夫	安藤 陽	水越 曠	
		色部金治	安藤 臣	牧野小一郎	
		長谷川松雄	安藤 正	秋元 晋	
		色部芳治	広部広蔵	平野 隆	
		色部晋司	秋元富雄	有野雅二	

■記念碑建設委員



坂田協同漁業組合解散記念碑

「坂田の海苔収穫量が他の漁場より群を抜いて優れていたのは決して漁場面積の広さだけではない。そこには組合員の一致団結した研究熱心さがあったからこそです。」  
と全海苔貝類漁連の庄司会長も回顧しているが、坂田漁業の変遷をたどればおのずとその実態はあらわになるはずである。

## 上総海苔の源流

海苔が竹や粗朶箆を使用して作り始められたのは今から数えておよそ三〇〇年以前の延宝・天和の年号の頃と伝えられている。将軍家と上野の宮家だけの御定品であったという。生産場所は大森の浜、すなわち現在の品川、大森周辺の海岸であった。

そこに御用海苔場が設置され、特別に製造されて上納されたということである。

その後、生産が拡大されるにつれて、一般の武士、町人の口にも入るようになったわけだが、現在の海苔の原型は元禄から享保にかけて生まれたものであり、その先覚者は大森の人、六郎左エ門であった。つまりそれまでの縄にかけて乾かす仕上げ方法を六郎左エ門は紙すきの手法に改良したというのである。

その頃、俳人の其角は

行く水や 何にとどまる 海苔の味

と一句をものしている。すでに海苔は珍味として広く世間に伝わりかけていたものと思われる。そしてこの地方に海苔養殖業をもたらしたのは江戸四谷の海苔商人・近江屋甚



兵衛であった。ときに文政四年（一八二一年）、徳川は第十一代將軍家斉の時代であった。

近江屋甚兵衛と上総海岸の海苔養殖は切っても切れない関係にあり、その伝説はつとに有名である。

『君津町誌』でも甚兵衛の遺した「上総海苔起立一件書留」をもとに克明に分析しているが、坂田漁民とは直接的なかわりあいはない。

坂田の海で本格的な海苔養殖に乗り出したのは、それからかなり後の時代からであった。しかし、その根源を知る意味ではやはり甚兵衛の人となり若干説明しなければならぬだろう。『君津町誌』または『海苔の歴史』を参考に解説すれば以下のとおりである。

近江屋甚兵衛は海苔の売買を渡世としていたが、品川、大森の養殖場を歩きながらその製造方法をも覚えてしまった。そこで思いついたのが同じ東京湾なら河水の流入する所に箕木さえ建てれば海苔養殖はできるはず、なにも品川、大森だけにとどまっている必要はない、という考えだった。思いついたらすぐ実行に移すのは今も昔も変わらない商売人の一面の感覚だけれども、甚兵衛もその一人であったのだろう。

河口に近い農漁村にこの製造方法を教えたならば彼らは農閑期の仕事もふえ、いわば村益にもつながるといって大義名分をたてた。そして自らはその見返りとして販売権を一手に引き受け、一大海苔商人へ飛躍できるという甚兵衛独特の胸算用をはじいたのに相違ない。

まずは江戸川河口附近の行徳、浦安周辺の村から出発した。だが、事は甚兵衛の思惑



近江屋甚兵衛の墓(青蓮寺境内)

どおりには運ばなかった。彼は「上総海苔起立一件書留」の中で次のように記している。

「下総国葛飾郡行徳領、荒井村猫実村、堀江村地先、利根川筋、川水落口ニ有之候間、  
 築木相建テ試ミ度候ニ付、右村村其節ハ名主、知人ニ候間、其段申入レ候間、右村々  
 ニテ寄合イ相談有之候所、小前之者共ノ内、漁師築木相建候間、漁業ノ障リニモ相成  
 リ申スベキヤノ趣申候付、村役人共ハ、海苔出来候ハバ行々村方ノ為相成ベキ儀ト存  
 候ヘドモ右故申シ断候間……」

要するに、どこの村も小前の漁業者たちが築木を建てることによつて従来の漁業に障  
 害が起るといふ理由で断つてきたといふのである。しかし、甚兵衛は執念に燃えて  
 いた。行徳、浦安がだめならと五井浦、久津間、江川へと説得工作を進めた。そこでも  
 話がまとまらず、甚兵衛はさらに南下、ようやくにして小糸川口の人見村名主・源左エ門、  
 八郎右エ門の協力を得て築木を建てることに成功した。しかもまたそれが見事に適中し、  
 周辺各村に多大の影響を与えたのであった。

坂田の浜はまだそのとき目覚めていない。もつとも地先海面の水質が甚兵衛流の養殖  
 法では海苔の発生に適していなかったという根本的な理由もあった。したがって坂田の  
 漁民は人見や青堀が海苔の景気に湧いていても当時はただ他人事として黙視する以外に  
 手だてはなかつたのである。

相変わらず鵜縄網とか、えび網とか、地引網をもちいた漁獲法で「いな」「ぼら」「えび  
 など」を獲ることに甘んじていた。

鵜縄網を使う漁法はなかなか面白く、坂田の住民はこれをただ「うな」と呼んでいた。  
 五〇センチから一メートルおきに曲がった軽い板切れをつけた縄を二艘の小舟で引いて

#### ■雑漁業者

坂田では、漁業というものの海苔養殖が主流  
 であり、魚を取る漁師はきわめて少なかった。  
 海苔が魅力ある産業として取り入れられるま  
 では、ただ単に海の産物は自家の食膳に供され、  
 かつ農閑期の手間稼ぎが大半で、打瀬(うたせ)  
 網や鵜縄網、三枚網、えび網、掛網、徒歩引網  
 などの漁法で漁る人たちが三〇戸程度いたにす  
 ぎなかった。その中でもこれに依存して生業と  
 したものは十指を数えるほどであった。したが  
 って漁業権放棄時の補償金算定は他組合のそれ  
 よりも低かった。

しかし、海での営業は官許であつたので種々  
 の漁業権を確保して残されたことが残されている。  
 資料の少ない中にも明治十四年八月、千葉県望  
 陀周准天羽郡長重城保宛に願ひ出した文書の写  
 しによると、「歩行掛網営業願 一、歩行掛網  
 営業 此税金拾銭 周准郡坂田村秋元治右衛門  
 右者成規之税金上納営業仕度此間御許可相成被  
 下度 此段奉願候」とある。このほかにも寶立  
 て漁業、海髪漁業、しゃこ堀漁業などの漁業権  
 を保持し就業していたが、常に一定した漁民で  
 はなく、漁業権放棄時の人々とは必ずしも一致  
 しない。一般に漁師といえは、この近辺では打  
 瀬網漁業者を指していた。

“いな”や“ぼら”を脅かすのである。普通七〜八人組で行っていたが、追い込んだ縄網を引く速度や上げ方は結構むずかしく、漁師たちは苦勞したものだった。しかし、どこから見てもどかな風情で、広々とした遠浅の坂田の海は、およそ「人間とはかわりなどありません」といわんばかりに静かに波打っていた。舟歌も他の漁村の荒々しいそれとは大分ちがう。

へせんどう見たかよ ほそ松山を

山を青うすりゃ いなさ東風

へせんどさんより まかないよりも

中でまた炊く 人がよい

へとものみじかい おもての長い

わらでかき結うた 船がよい

それよりも坂田は田畑や山林に恵まれ、同じ臨海部の村々とは産業構造を異にしていたのである。海に対する依存度は低く、むしろ生活の中心は農業、林業にあり、専従の漁師というのは数えるほどにすぎなかった。

## 目覚めた坂田海岸

坂田の海に浜が建てられ海苔が作り始められたのは安政五年（一八五八年）のことである。しかし、この人達は誰であったのか、柵数はどのくらいあったのか、明確な資料がない。大森で養殖されてから一六〇年たったその頃には全国各地に海苔の新産地が出

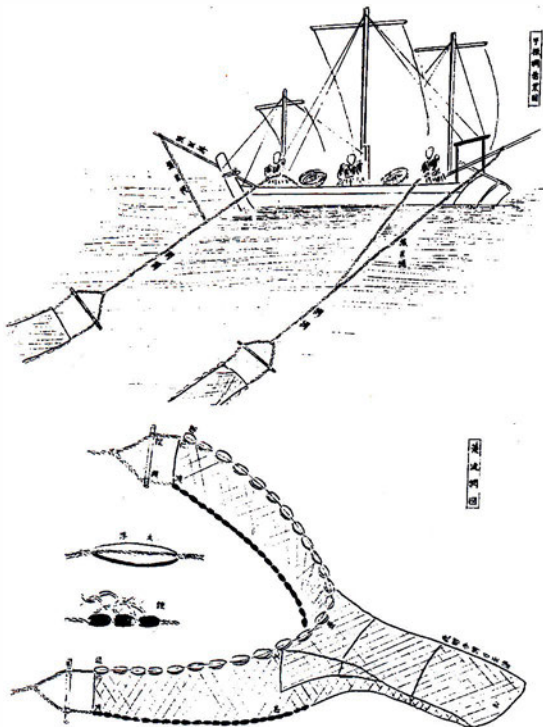


ハマグリの手掘り風景(昭和初年頃)

## ■ 漁法

坂田では、海苔養殖の始められる以前からさまざまな漁法で漁獲が行なわれ、住民の食前に供されるとともに、一部は木更津、東京方面にまで出荷されていた。その主なものは、打瀬網(手繰り網)、三艘網、鵜縄網、地引網、えび網などで、最盛時の昭和初期には三〇戸程度がこれらの漁業に従事していた。

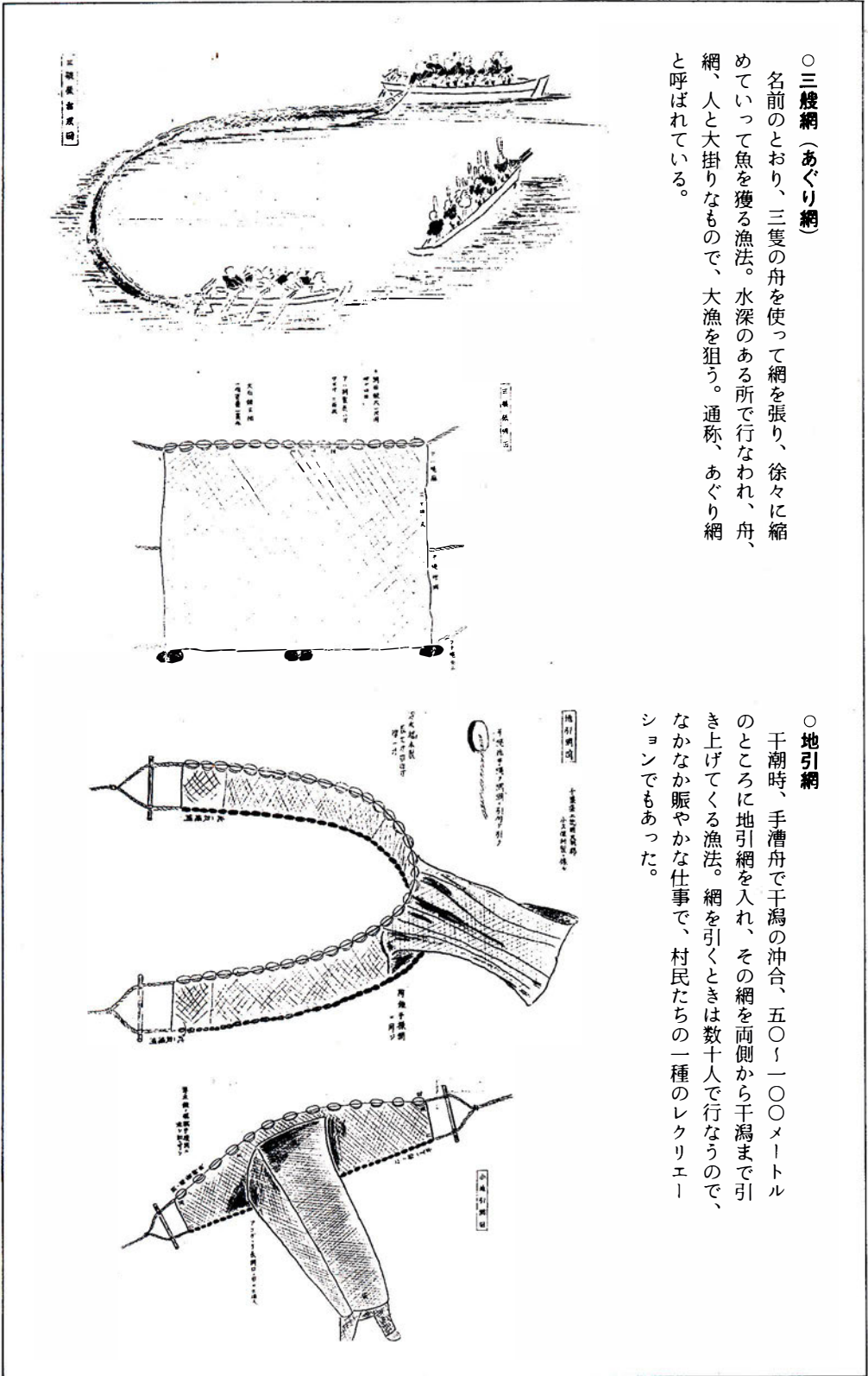
それら各漁法の操業図および網は次のようなものであった。



### ○ 打瀬網(手繰り網)

藻流網ともいわれた。日暮から夜明までの夜間、舟に帆をかけ、風の力を利用して海の底を人が歩くよりやや遅めの早さで網を引く。一回、一時間前後の間隔でそれを繰り返す。坂田では、全漁獲法の六〜七割をこの漁獲法によっていた。戦後は機械化がすすみ、五〜一〇馬力の動力船が用いられた。





○三艘網（あぐり網）

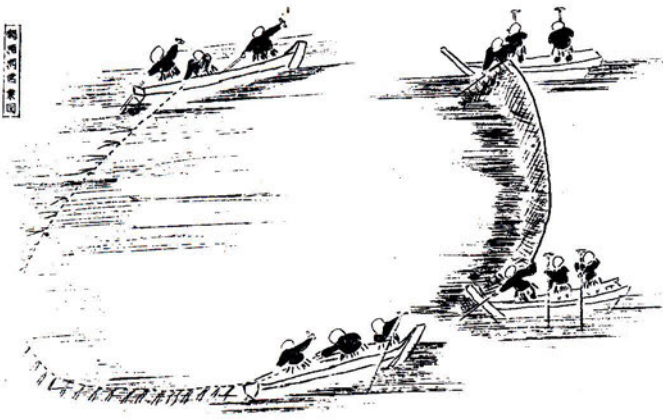
名前のとおり、三隻の舟を使って網を張り、徐々に縮めていって魚を獲る漁法。水深のある所で行なわれ、舟、網、人と大掛りなもので、大漁を狙う。通称、あぐり網と呼ばれている。

○地引網

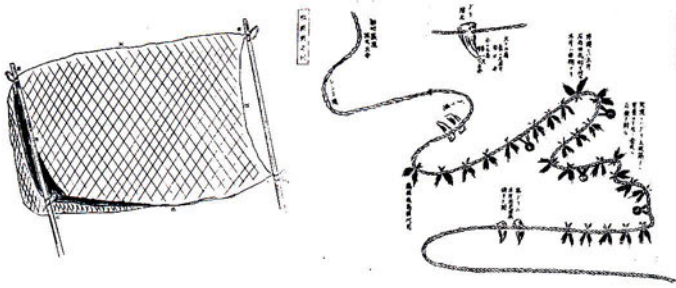
干潮時、手漕舟で干潟の沖合、五〇〜一〇〇メートルのところ、地引網を入れ、その網を両側から干潟まで引き上げてくる漁法。網を引くときは数十人で行なうので、なかなか賑やかな仕事で、村民たちの一種のレクリエーションでもあった。

○鵜縄網(うな)

主にイナ、ボラを採る漁法で、水深一〜二メートルの比較的浅い所で行なわれ、高下駄(五〇センチから七〇センチ)を穿いた二人が海中に降りて、両側に分かれて網を張り、他方、鵜縄(魚をおどろかすもの)を二隻の船で歩く程度の速度で曳きながら魚を追い、張ってある網の中に追い込んでとる方法。六人から一〇人位で行なう。

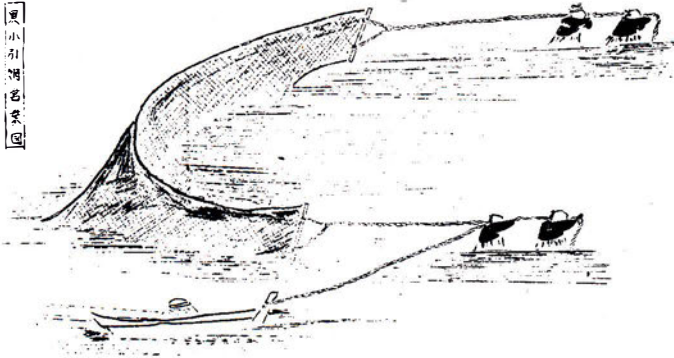


鵜縄網(うな)

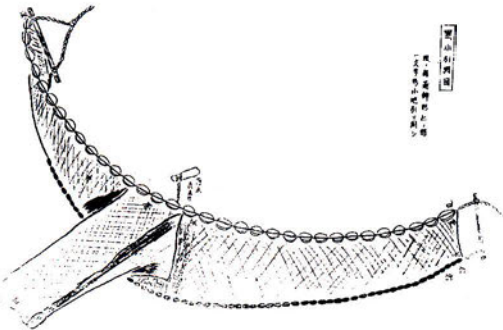


○黒小引網

地引網を小さくしたもので、潮だまりなどごく浅いところで行なわれた漁法。普通、二人ないし四人程度で網を引く。昭和十年頃まで行なわれたが、その後はほとんど行なわれなくなった。



黒小引網

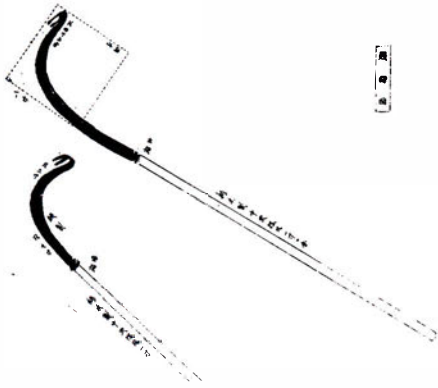


黒小引網

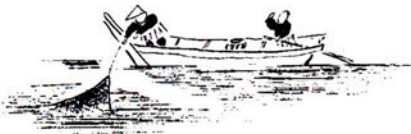


鰻漁(東京)

○鰻鎌  
海の漁法ではなく、泥地で鰻を獲る漁法。うなぎ鎌といって、鎌状に曲がり、その先がきり状になった漁具を用い、うなぎのいそうなやわらかい泥の中にさし込み、上にあがるように抉ると、うなぎが鎌の先にささってくる。これを何べんも繰り返しながらうなぎを獲る方法。



鰻鎌



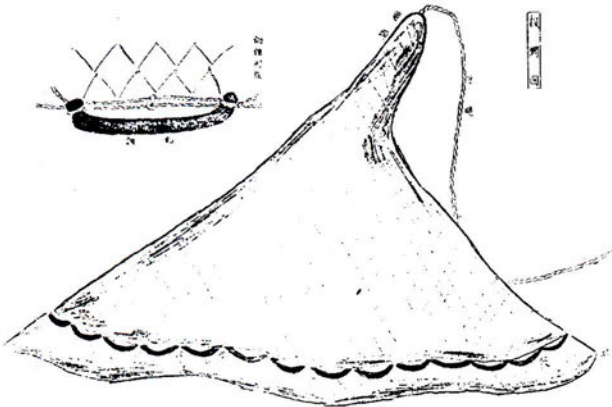
投網漁(東京)



○投網  
投網と呼ばれる輪状の網を投げて魚を獲る方法。水深一メートル前後の海、あるいは河川湖沼で用いられる。できるだけ大きく広げるように投げるのがコツで、一種の遊びの漁具として用いられる。



投網



投網

現している。たとえば下佐脇、御津、小坂井など三河湾の海苔産地群などがそれであった。

時代は降って近江屋甚兵衛が人見で成功させてからおおよそ六〇年後、当然のことながら彼はすでに鬼籍に入っていた。徳川幕府が倒壊し明治は十一年が過ぎていた。それ以前に明治政府は明治八年に太政官布達をもって、東京湾沿岸の海苔場の使用条項を制定していたが、明治十一年、青堀村の平野武治郎という人物が新しい海苔移植方法を発見したのであった。

それは流れ箆にヒントを得たもので、幾度かの実験を経て明治十六年にはついに実用的な移植技術の完成にこぎつけたのであった。この完成によって海苔養殖地はかつて甚兵衛が唱えた河川口の、いわば鹹淡水の混流海面だけでなく、鹹水だけの地域でも何ら問題なく養殖できるようになった。

そうなれば話は別である。海岸線の長い坂田の海は一転して海苔養殖の最適地へと大きく変貌したのであった。それはまた一世を風靡した「上総海苔」の実質的な産ぶ声でもあった。

坂田の住民は元來働き者だった。恵まれた田畑や山林の仕事だけに執着していなかった。農林の仕事の間をみては半里の道のりを歩いて海へ出かけて行った。もとより本格的な漁師でないから、その漁獲量は知れている。それでも一家の栄養補給にはかかせないもので、住民たちは貝を掘り、藻類を採って年がら年中せわしげによく働きまわった。

その働き者たちの部落に幸運がめぐってきたのである。海苔養殖に不適格という刻印



竹ひびの海苔採り (昭和初年頃)



を押され近江屋甚兵衛にあやかった隣村をただ羨望の眼差しで見ている坂田の男たちの上に、その刻印を根底から覆えず方法が発見されたのだ。村中は一大転換の時期を迎えることになった。しかも海苔養殖は農閑期の仕事で充分にこなせる。やる気と体力さえ頑健ならいくらでも働ける。坂田の人々はこの天与のチャンスを巧みにつかみきった。こうして移殖法の実用化から数年もみないうちに、坂田は人見や青堀などの先発グループの独占を真正面からゆさぶりかけるまでに成長していったのである。

明治三十四年、政府は漁業法を制定し全国の漁村にその旨布告した。これによって関係する漁村、部落には次々と漁業会なるものが誕生したわけである。坂田にもできた。

翌三十五年には漁業組合の結成を要望し、その年の十一月七日、認可された。初代の組合長は弱冠二十六歳の家号「かじや」の当主・栗原惣吉であった。創業時の苦労はいかなる分野においてもつきものだが、例にもれず坂田にも海面の専有とか、大口・小口の差からくるさまざまな問題が起こった。

いくつかの紛争もあった。部落内の問題だけでなく、それはまた部落対部落、村対村の間にも発生し、それを乗り越えた栗原惣吉の手腕は大いに評価されてしかるべきであろう。

入会海面をめぐる部落対部落の紛争については、この地域をつぶさに調査した柿崎京一氏（宇都宮大学教授）が『企業進出に伴う住民の対応と村落の変化』というレポートの中で詳細に記述している。

「……なおその際、入会海面の漁業権をめぐる組合間の入会慣行は、人見と大堀組合の境界および大和田と坂田組合（編集部註、少なくとも坂田では組合はまだ成立していな



初代組合長 栗原惣吉

かった)境界の海面に設定されている。その起源は詳らかでないが、すでに近世末期の文書中にも散見されるところを見ると、かなり古い時代からの慣行のようでもある。このうち大和田、坂田の入会海面については慶応四年に双方契約をなし、入会海面なることを再確認している。

ところが明治三十三年(一九〇〇年)に坂田部落内の非漁業組合員八八名はこの入会海面に対して区画漁業免許を村長に申請し翌年許可を受けた。大和田組合は再三にわたり文書を以ってその不法なることを訴えたが村長はこれを容れなかった。そこで大和田組合はこれに対抗するために郡役所に事情を伝える一方、三十六年一月、かつての両部落の契約にもとずき共同専用漁業権を出願する準備を進め、海面測量を実施しようとした際、前記の坂田部落民の妨害に遭い、不穏な情勢となったので県が仲裁し『大和田、坂田地先より子ノ正中線以東三十五間ヲ隔テ並行線ヲ定メ之ヲ境界トナス』ことで協定を計り、あらためて漁場図を作成し専用漁業免許を出願するよう指導した。しかし坂田部落の八八名はこの裁決を拒絶し坂田漁業組合もこれに同調して行政裁判所に出訴するにいたった。

その後双方の対立は上級官庁の不統一な見解もわざわいして混乱し大正期に入っようやく共同専用漁場として決着を見るにいたった。」

いづれにしても、海苔移植法が実用化されてからというもの、上総海岸は周辺住民をダイナミックに活動させたようである。漁場紛争の多かったこの頃、そのなかでもまた坂田部落内は栗原惣吉らの努力もあって、むしろ穏健さを保っていたほうであった。

明治三十四年九月二十六日、坂田地先海面使用許可書が届き、続いて三十五年十一月



第4代組合長 秋元富太郎



第3代組合長 牧野信太郎



第2代組合長 安藤忠蔵

七日、組合設立の認可を受けた。明治四十三年三月十八日には専用漁業免許状（免許第三八〇一号）、漁業図騰本（免許第三八〇〇号）を取得し、海苔柵場割は一戸五柵となっていた。この間、初代組合長であった栗原惣吉は日露戦争に従軍、名誉の戦死を遂げ、組合長は安藤忠蔵に引き継がれた。その後、牧野信太郎、秋元富太郎、安藤誠一、広部彌三郎と大正期から昭和初年にかけて献身的な組合長に護理育てられて、坂田漁業組合の基盤は名実ともに確立していったのである。

漁業組合事務所は花の井に建築された。大正十二年七月十二日落成の運びとなり、従前は長福寺が部落の集会場機能をはたしていたが、はじめて本格的な施設を得て漁民たちのコミュニケーションは一層深まることとなった。

大正年代に入ってから坂田海苔養殖は豊作、凶作に一喜一憂していた。

大正六年はかつてない豊作に湧いたが、それでも浜木建ての八月に大暴風雨があり、準備してあった材料が流されてテンテコ舞だった。しかし、結果は上々で漁業組合員をホッとさせたという記録が残っている。この時の津波で本名輪川にかかる坂田橋の下にあった船溜はあとかたもなく埋まってしまった。

翌七年は凶作だったらしい。首をうなだれる組合員。「次があるさ」と気をとり直す漁民。いかんせん「お天道様」頼りの自然を相手の仕事だから、それは悲喜こもごも結果が生まれた。しかし、その頃から坂田の海苔は生産、販売も一応定着し、いよいよ生活の依存度を高めてきたのも事実であった。

「お天道様」頼りばかりでは生きていけない。幸い坂田の人々には何事につけてもきわめて科学的に問題を処理するという習性があった。その気性が功を奏し、漁業組合員た



第6代組合長 広部彌三郎



第5代組合長 安藤誠一

ちはその頃から各地の試験場などを探訪しては技術の改良に取り組み、そしてとりつかれはじめた。当時、五井に千葉県水産試験所と農林省水産講習所が共有していた「海苔養殖試験地」があった。大正の頃の海苔養殖の付着材といえば、「唐椎」などが中心だったが、それらも年々に高騰し、採算が合わなくなりつつあった。一方では材質の低下があり、当然のこととして坂田漁業組合員はこれに代わるべき資材を調達しなければならなくなった。試験地での模索は連日連夜続けられた。「なかでも坂田の組合員の熱心さは群を抜いていた」と古老の間ではいまでも語り草となっている。

藁<sup>わら</sup>実子<sup>じ</sup>作りの網も考案された。藁繩をマニラ麻に代えてもみた。また日本産棕櫚繩が適しているという説も生まれ、その都度、実用化試験が執ように繰り返されたのであった。

なかでも特筆すべきは、海苔養殖試験地に奉職していた津川清治技師の網の研究だった。その後、この試験地は神奈川県金沢試験地と合併して閉鎖され、津川技師は君津郡水産会へと転勤していったが、坂田漁業組合の発展の歴史のなかで、この人の研究開発は大きなエポックとして記憶に残されている。時代はすでに昭和を迎えていた。

## 第一次全盛時代

津川清治は富津の生まれの人で、新進気鋭の青年技師であった。研究熱心の坂田漁業組合員とは妙にウマが合い、君津郡水産会に転勤してからも研究を続ける彼との協力的な関係はより一層強化されていた。そして昭和二年、コイルヤーンという東京椰子製網株式

### ■漁業組合の建物

いま青年館の建っている場所に漁業組合事務所があった。字花の井四二六番地である。老朽化したこともあって、助成金が出る青年館に昭和四十七年建て替えられた。

事務所に隣接して海苔保管倉庫、海苔火入加工場、海苔検査場があった。検査場は一時期、授産所として海苔養編みの作業所として使用されていた。

事務所は三〇坪ほどの畳敷会議室と八坪の事務室、小会議室、小使室からなり、瓦葺き方形の建物で、大正十二年に建築されたものであった。海苔保管倉庫、加工場等は昭和二十九年に建設され、赤外線を取り付けたすぐれた施設であった。初期の建物の頃は周囲に土手があり、桜が植えられ、前面の池に桜の花がこぼれる風情はまことに見事なものであった。漁業組合の建物ではあったが、ほかに公共的な集会所がなかったもので、公会堂とも称して、その機能を果たしていた。当時このような施設は少なく、寺院や神社などが集会所として使われていた時代であったから、坂田の住民は結構恵まれていたのかもしれない。

池の外周にクロマツの老木が数本あり、農耕馬を洗い、この松に繋留した。昭和初年、この松は落雷のため一、二本が焼損したり、残りは道路改良で伐り倒された。



会社の網材を使用するのに成功した。

コイルヤーンは北海道の漁場でよく使用された網材だが、北海道漁業の不振のあおりで東京椰子製網の社長・木村得多は経営のむずかしさに呻吟していた。したがってもしそれが海苔養殖に利用できるものならとのたつての頼みを受けた津川は、とりあえず君津郡下の二二組合を説得し、一組合二枚宛を配布し実験を試みたのであった。ところがこれがまた好成績。青木、小浜、長浦でも評判がよく、とりわけ坂田の成績は見事なものだった。当時の坂田漁業組合の指導的立場にあった平野仁三郎や広部徳蔵らの熱の入れようも違っていた。なかでも平野仁三郎は製造会社の依託試験員にまでなり、コイルヤーン網の普及に努力した。これが従来の篋木に代わる資材革命の第一歩であった。

こうして安定した生産体制が確立した坂田漁業組合は次に販売ルートの合理化に着手した。

従来の慣習で、生産された海苔はすべて青堀、畑沢の海苔仲買人に買い取られていたが、坂田はついに、この旧弊を打ち破る挙に出たのである。昭和六年には海岸に「海苔共同出荷所」を建設し、東京を主たる販売先として直販体制に切り換えたのであった。各組合員にはそれぞれの屋号があり、船積みするために規格統一した出荷箱には、その屋号と「周西村坂田乾海苔生産組合」の文字が筆太く書かれて、東京日本橋、深川方面へ出荷された。出荷売捌きの業務は世話人と称して組合員が交互に担当したのである。担当にあたった組合員たちは海上一三里、一路東京市場へ向かった。

生き馬の目を抜くといわれた東京で坂田の漁民はとまどいがちだった。しかし、そのうちには寄席に立ち寄ることを覚えたり、さまざまな流行を好奇の目でながめる楽しさ



コイルヤーン(昭和初年頃)

を味わうまでになった。なかには早く自分の番がまわってこないかと浮足だつ若者たちもあり、この共同出荷方式は画期的な改革であり、共販のはしりでもあった。とりわけ青年たちは昭和初期の都会の息吹きを持ち帰り、浜はなにかと賑やかだった。

搬送船は当初、青堀の「海福丸」に委託されていたが、やがて漁業組合は中古船を買い入れて改造し、自前で運行した。後年、維持管理の都合上、貸送方式に改め、入札の結果、地元の広部春吉が落札し「喜久丸」がこれに当たることになった。

海苔船の接岸場所は日本橋の橋下にあつて、船が到着すると各問屋から、大八車やリヤカーで引き取りに出て、翌日組合員代表の前でセリにかけられ、仕切られたものであつた。

海苔作りもこの頃になるとようやく模索の状態から脱して、生産量も年々増大をたどつた。とりわけ昭和八、九年の作柄は大豊作、毎日一戸当たり二〇〇枚の収穫だった。組合員たちの多くは農業を兼ねていたことでもあり、浜辺から山を越えた高坂、仲町、原、五龍、志毛あたりに居を構えていた者が多く、この道程を天秤棒で水のしたたる箆を担いで帰るさまは、収穫の喜びとはうらはらに仲々大変な労働であつた。翌昭和十年は不作、十一年は良好、十二年は不作であつた。しかし、この年は相場がはね上がり一帖七、八銭の通常相場が最高値一八、九銭をつけたものだった。

その後は再び作柄も安定し、年々豊作が続いた。相場もよく十三年ごろには三二、三銭を維持し、坂田の海苔は東京の市場において名声をあげるまでにいたつたのである。

豊作が続いたのは秋元忠治らの築建て日の研究などが大きくものをいっていた。

それまで築建ては秋の彼岸を中心に九月二十日頃から末日までを適期としていたが、



出荷箱



共同出荷所での海苔の梱包作業(昭和10年頃)

秋元忠治らは海況観測に熱を入れ、さまざまな実験を重ねた結果、旧暦七月二十日と定めた。海況観測には研究所と称し、海苔共同出荷場の二階を活用した。そこには当時では珍しい顕微鏡をすえ、標本室をつくり、試験管まで持ち込んで専門の観測員さえおいた。

こうして坂田の海苔養殖にはどんどんと科学的技術が導入され、その結果、豊作の連続を生むようになったのである。たとえば昭和十三年の記録によれば、海苔養殖状況は下表のとおりである。ちなみにこの年は好調ではあったが豊作とまではいえなかった。

この出荷所兼研究所の建物は、漁業協同組合解散時まで温存されていたが、解散と同時に地主の広瀬俊雄に払い下げられ、昭和五十五年都市公園が設置されるに及び取りかわされることになってしまった。

この頃になると坂田組合員はただ海苔養殖ばかりに終始してはいなかった。ふつう河川口附近は貝類稚貝の発生には好適地でありながら、不時の出水による流砂の堆積はいかんともしがたいことである。この点、坂田の干潟海面はまことに好都合の立地であった。小糸川口より二キロ余り、適量に混じりあった栄養海水が東京湾環流に運ばれてくるところに位置している天恵の貝類漁場であった。このことは後述する海苔種網の生産にも大いに関係することである――。

稚貝を買い入れ養育すれば抜群の成長をしめした。すでに大正中期から自然発生したアサリ、ハマグリノ採取が行なわれており、組合員の中でも牧野信太郎、平野甚蔵らがこの事業に積極的に取り組んでいた。昭和十年前後には浦安町の大長丸こと大塚辰次郎がこの事業を継承していた。もとより漁業権は漁業組合にあるものなので、組合よりこ

昭和13年海苔養殖状況

柵 数	1柵平均収穫高	総収穫高
椰子網540柵	4,260枚 63円90銭	2,300,400枚 34,506円
竹筴540柵	2,050枚 30円75銭	1,107,000枚 16,605円
計 1080柵		3,407,400枚 51,111円

この権利を借り受け営業していたものである。

広い干潟海面のことであり、すべてが適地とはいえず凹凸の干潟には「ニラモ」と称する雑藻がはびこり砂地を堅固にして養貝不適の場所も一部あった。昭和十八年ごろ、これらの場所を柔軟な土壌として貝類の棲息の優良地とすべく海の開墾も行なわれた。

陸上作物を作ると同じ方法をとったところに発想の面白味があり、百頭余りの牛馬が鋤を挽いて海を耕やしているさまは滑稽でもあったが、作業の成果は見るべきものがあった。こうして拡大された貝類漁場には浦安方面から購入した稚貝がばらまかれてアサリで三年、ハマグリで四年も経てば成貝として出荷できたものである。

組合長は七代目の坂井四郎治、それにつづく秋元猪次郎の時代である。

大正デモクラシーから太平洋戦争に至るまでのこの間は日本の政治、経済、社会事情も大きな変転を見せた時期であった。漁業組合も役職者と組合員が一体となって常に新しい時代に即応できる態勢を整えた時期であった。

坂井四郎治は明石醤油十五代目の当主であり、当時は五十歳代の働きざかり、商人の血を引き、きわめて敏捷な資質の持ち主だった。競走馬のあがり馬を手に入れて、武将よろしく村内を闊歩した逸話もある。一方、秋元猪次郎は神道を学び、坂田では異色の男だったが、温厚かつ篤実で、民生委員を兼務しながら、よく部落民の相談と指導にあっていた。

それぞれに個性をもつ指導者のもとに団結した坂田漁業組合は繁忙の道を歩んでいた。海だけでなく、彼らは昭和五年に坂田耕地整理組合の事業を完成させ、坂田堰の池水を利用して鯉を放流、淡水養殖を試みた。だが、農業用水のため水位調節上の難点があ



坂田浦養貝場のトラクターによる開墾作業(昭和18年頃)



り、ついに試みの段階で終わった。

しかし、時の流れというものはいつも冷酷である。昭和も十二、三年になるとこの坂田にもあの茶褐色の軍靴が、不吉な音をたててしのび寄ってきた。勢いのいい青年たちは一人一人と“お国のため”に坂田の部落を出ていった。太平洋戦争が勃発してから二年後の十八年には政府は統制経済体制を強化して新たに水産業団体を公布した。

これによって坂田漁業組合は隣接する大和田、人見（神門部落を含む）の各組合と合併を余儀なくされ、改めて君津町漁業会が発足した。十九年七月二十六日のことだった。事務所は人見に置き、組合員数二九五名。その内訳は坂田が一〇〇名、大和田が四二名、人見が一五三名という大世帯となった。

会長理事には坂田の組合長だった秋元猪次郎が就任し、坂田からは秋元彘吉、坂井音三郎が理事に加わった。

各部落の従来のはその地区と名称を替えた。坂田地区長には広部徳蔵が選ばれた。だが、この合併は決して自主的な決断にもとづいたものではない。あくまでも戦時下の緊急かつ強制的な統合であった。そして終戦を迎え、二十一年二月の総会では秋元猪次郎に代わって坂井四郎治（第十六代）が会長になり、さらにその後は神門部落の守市五郎が選ばれた。

君津町漁業会の成立過程からしてそう長続きするものではなかった。各部落にはそれぞれの地理的条件や生活の事情もあり、幸か不幸か、戦後の昭和二十四年の漁業改革による漁業会の解散を機に坂田はいちはやく、君津町漁業会から分離独立した。人見部落は従来からの連合体制の維持を希望し、大和田部落は坂田同様、分離を望んだけれども、単



第8代組合長 秋元猪次郎



第7代組合長 坂井四郎治

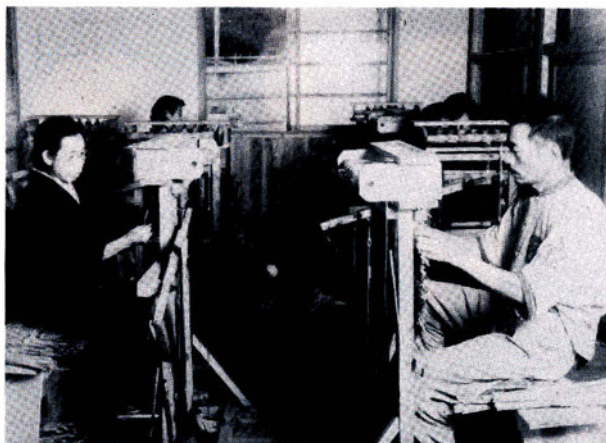
独漁業組合には人数が少なく頓挫せざるを得なかった。その時の事情を前掲の柿崎京一氏は次のように記録している。

「坂田や大和田が分離を希望した基礎には、有利な自浦の漁場を確保しようということが大きく働いていたようである。すなわち坂田大和田地先き海面の海苔養殖漁家一戸当り漁場面積は人見のそれよりも広く、また養貝業においても坂田地先きはこの地区一帯で、もっともすぐれた漁場の一つであり、反対に人見、神門地先きは小糸川河口であるため海底の地質が固くしかも砂礫が多いために貝類、とくにハマグリ<sup>ノリ</sup>の成育には適さないところから貝養殖による収入は従来から殆んどなかったのである。」

そのほかにも坂田は種付場や抑制場も有し、ともかくもこの三部落においては海苔養殖の条件の良さが群を抜いていた。戦後の食糧難時代はとも他人の面倒まで見てやる余裕などはどこの村落とてなかったはず。その意味で坂田の分離、独立への行動はきわめて当然の成り行きだったのである

## 戦後の混乱を克服

新たな漁業法が公布されたのは昭和二十四年二月十五日だった。明治三十四年、漁業制度が見なおされ漁業法が制定されて以来のことである。わが国は太平洋戦争の敗北により国民経済は徹底的な破壊を蒙らざるを得なかった。漁業関係者においても遠洋漁場を軒並み喪失し、彼らは集中的に沿岸漁場へと目を向けなければならなかった。限られた漁場に対しおびただしい数の漁民が群がり、資本家の横暴きわまりない侵入など、



組合事務所での海苔養編み(昭和30年頃)

終戦直後の沿岸漁場は混乱をきわめた。秩序が乱れたところに生産の向上があるはずがない。そればかりか濫獲による資源涸渇という危機的な症状さえ露呈し、政府はようやくしてこの問題にとりかかったのであった。すなわち「漁業改革」といわれるものがある。

この改革の骨子は漁民の協同組織、漁業労働の秩序回復にあり、坂田はその法の精神にのっとり、いちはやく新漁業協同組合を設立した。二十四年五月二十日、とりあえず広瀬清助を発起人代表とし総会が開かれ、七月六日をもって正式にスタートを切ったわけである。正組合員九七名、出資口数四八五口（一口一〇〇〇円）で組織され、組合長には坂井音三郎が就任した。広瀬清助は歴代組合長の座には名を連ねていないが、その飾らない開けっ放しの明るい性格と抜群の事務的才能から組合員の人望も厚かった。その後の坂田漁業協同組合の運営になにかと影響を与えた実力者の一人であった。

とはいいながら、坂田漁民にとってこの船出は必ずしも芳しいものではなかった。すなわち、坂田は漁業改革の精神を容認しながらも、それとはうら腹に経済的な不利益を蒙らざるを得ないという矛盾した状況に追い込まれたのである。何度もいうように陸地からの延長線を漁場の境界としていた従来の方式によると、坂田は君津郡内では比較的広い地域の漁業権を保有していた。ところが、この漁業改革には「従来の漁業権をすべて白紙還元し改めて海区漁業調整委員の手で再配分される」という重要な基本事項が貫かれていたのである。広い漁場をもつ坂田はいうまでもなく近隣部落から法を盾に攻められる側に立たざるを得なくなった。

もちろんそうした事態が起こることはすでに予測できたことであり、芳しくはないと



広瀬清助



第9代組合長 坂井音三郎

いっても坂田漁業協同組合だけが避けて通ることのできない法律によるものであって、新組合はそれを覚悟のうえの設立でもあった。

むしろそれだからこそ分離、独立したといえよう。なんとすれば、君津町漁業会にとどまっていた場合、その漁業権の攻防は同一組合内部の問題となり、いっそうの混乱と不利益を生ずるおそれがあった。ならば一つの独立組織として団結し、公明正大な手法を選択すべきであるというのが、坂田漁民の考え方だったからである。

再配分は昭和二十四年八月に組織された「海区漁業調整委員会」（委員一〇名、うち公選委員七名）の手にゆだねられた。坂田漁業協同組合は東京湾東海区（東京都と千葉県との境から君津郡富津町に至る地先き海面）四二漁協に所属し海区調整委員が県知事に答申を出した二十六年八月十七日までの二年間というものは、各漁協間の攻防は激甚をきわめた。

地先き海面の狭い漁協はこれを機に権域の拡大を主張し、一方では木更津市と君津町同士の闘いもあった。海区調整委員会の開催する公聴会がしばしば開かれたが、会場にはプラカードやむしろ旗を押し立てて鉢巻姿で威勢をつけ長靴を着用した漁民たちが多数おしかけての乱闘さわぎもあり、海区調整委員の頭をずいぶんと悩ました。流言飛語も飛び交った。

坂田はもっぱら守勢の立場であったが、それでも気がついたら組合役員が贈賄容疑で検挙されるという事態まで発生した。

もちろんこの一件は、他組合からの誹謗のまじったハプニングであったけれども、漁場を守る闘いはとどまらず続いたのであった。それでも答申の段階になると、一応の落



海苔網作りは夏の仕事だった（昭和25年頃）



ち着きを取りもどし、坂田は他組合に九〇柵の入漁権を認めることという結論でおさまった。

坂田の漁民は無念がった。だが五年ごとの調整という一縷の望みに向け、坂田漁業協同組合は新たに提示された漁業権を受け入れ、力強く立ちあがったのである。

折しも組合内部にはもう一つの難問が起こっていた。組合への新規加入問題がそれである。どこの漁協でもそうだが、新規加入は極力敬遠されていた。たとえば組合員の家族が分家した場合などがそのいい例で、分家した者は漁業を営もうとしても組合員に加入できないから海に出られない。彼らは軍需工場などで就労していたものの、戦後とりわけめぼしい産業のない坂田などではまさに生活の基盤をもぎとられた格好となった。一体その分家をどう取り扱うか。限られた漁場において一人の新規加入はそれだけ従来からの組合員の権益を低下させる。しかもそれをいったん認めれば、それが既定事実となるのは必至で、組合役員は苦悩するところとなった。

しかし、彼も我も坂田の子である。組合役員は五年後の漁業権再調整を見越してついに新規加入を認める決心を固めた。組合員から色部修次ほか一〇名が選ばれ資格調査委員会が発足した。海苔養殖については初年度三柵という条件をつけて新たに一名が組合員となった。その二年後の二十八年には一五万円の加入金をもって養貝業の分野でも加入を認めた。これで坂田漁業協同組合の正式メンバーは一〇八名となった。

漁業組合の事務作業も事業拡大とともに役員だけでは事足りなくなつた。昭和初年のころには村役場に奉職していた坂田部落出身の牧野周が指導していたが、その後、組合員であった斉藤嘉一、井祐吉久らが入所して貯蓄、貸出の信用業務まで消化するように



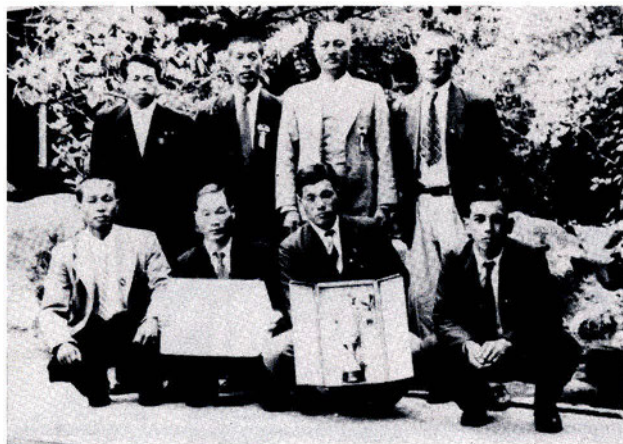
浮動式養殖法により種付けされた海苔網（昭和26年頃）

なった。

## ついに迎えた黄金時代

坂田漁業協同組合の指導者たちはどんな混乱の時期にあっても落ち着きを失っていなかった。また組合員も協同の力、組合存立の意義を十分にわきまえていた。漁業権益という自分たちの生活に直接関連する問題に遭遇しながらも決して傍目することなく、そうしたドロドロとした政治闘争には役員、青年層は純粹な気持で現実に取り組むべしという信念をくずさなかった。漁業改革直後で各漁協があれやこれやの大騒ぎをしていた二十五年に坂田漁協の指導者たちは青年層二二名に「海苔養殖研究部」を発足させたのであった。坂田の組合の研究熱心さは従前からのことであつたが、その姿勢は依然戦後にも踏襲されていたのである。研究部が一応の成果をあげると、二十七年にはそれを改組、あらたに六名の精鋭による研究チームを結成させた。井祐稔、斉藤保、斉藤優、秋元晋、牧野小一郎、小野信次がまず選ばれ、部長は組合理事の苅込寅蔵だった。その後、昭和三十年代には、平野與志雄、坂井俊雄、廣部廣蔵、色部晋司、秋元秀夫、安藤幸一、栗原俊夫らにバトンタッチされた。彼らは海苔、貝類の養殖研究にあたり、新技術の導入やら栽培法の普及に献身的に取り組み、組合員の期待に応えたのである。

新漁業法が成立した直後、日本の漁業界は「全国海苔貝類漁業協同組合連合会」を発足させた。そしてその主催により全国研究者大会なるものが毎年一回開催された。いわば現場の人々による研究発表会のようなものだが、それでも回を重ねていくうちに当時



水産庁長官賞受賞記念(昭和29年)

としては権威ある大会と目されてもいた。会場も農林省の講堂が黒山になるほどで、はじめのころは東京・羽田漁協の発表が革新的で光っていた。ところが、二十九年の第四回大会において、なんと坂田チームが水産庁長官賞を獲得したのであった。とりわけ「海苔の販売機構について」の研究は注目を集めたようである。

その受賞によって坂田は全国にその名を知らしめることになり、それをキッカケとして坂田漁協は人的に、あるいは組合単位で全国各地の漁協との親交を結ぶことになった。長老はじめ組合役員の間には青年層を育成しようという熱意が強かったのは二つの狙いがあったと思われる。一つはいうまでもなく海苔養殖の研究に先んじ、つねに他漁協の一步先きを行くメリットを追求させたこと。そしてもう一つの狙いは、おそらくこの研究を通して青年層の団結心を培うことであつたらう。前掲の広瀬清助、栗原秋蔵らはそれを一步進めて次代の指導者の養成という願いもこめていたともいわれている。

しかも、このような組合役員らの一石二鳥の布石は海苔養殖の環境の変化によくその効果を發揮したのである。漁業改革のあと東京湾全体の海苔養殖は年々過密になりつつあつた。この坂田地先の海岸においても、西の大和田入会地は君津漁協へ、東の畑沢境は小浜漁協へ入漁させざるを得ず、坂田の組合員の養殖場所は、きゅうくつなものとなつた。岸、中、沖の三列に区切り、各列には一号〜六号までの柵を組み、陸に近く抑制場を組むという芸当。付着材は、コイルヤーン網は二六間（四六・八メートル）、篋は二五間（四五メートル）の長さときめ、組合員一戸当たり二二柵としたものの、密殖の傾向はまぬがれなかつた。

一方において、二十六年ごろになると東京湾は工場排水による汚染が目立ちはじめ、

■専門観測員

研究部が設置されるまでの海況観測は、海に近い組合員の鈴木熊次郎が当たっていた。この人は非常に頑健で、七〇歳になるまで海に出た。ハマグリ捲きは体力を要する重労働だが、やはりコツがあつた。船で採るのが大捲、体で引張るのが腰捲きで、収穫量ではいつも若い者が顔負けであつた。



海苔干し風景



また船舶に原因する重油被害が各浦で発生してきた。

そうした環境の変化で発生したのが海苔腐れ病という難物であった。その原因は過密養殖とも、あるいは汚染とも騒がれたが、ともかく海苔の根本から腐り出してしまいうのだからたまったものではない。坂田漁協はこのときも例の研究部を中心にこの難病とたたかった。この病気研究のために東海区水産研究所の須藤俊造博士は来坂し、牧野豊三郎宅に泊りこみ、坂田の研究部を指導しながら研究に没頭された。

いずれにしても海苔自体の抵抗力を強化させなければならぬ。それにはもっともつと日照を吸収させる必要がある。すでにこのとき千葉県市原の松ヶ島漁協が浮動式養殖法を実験していたが、坂田はこれに目をつけ積極的に導入し研究を重ねた。浮動式養殖法というのは文字通り付着材の浮き沈みを潮位にゆだねるという方式である。それまでは一カ所に固定していたため、潮位が増したとき付着材は海水の中にすっぽりと沈んでしまう。つまり日照の不足をきたしていたわけである。

浮動式はその欠点を解消しようとする新しい技術であった。もっともその備え付け方などに工夫を要する問題があり、理屈どおりには進まない。しかし、坂田の漁民たちは辛抱強くこれを改良し、自らのものとし好結果を生んだのだ。

坂田の人々は挫折ということを知らなかった。組合の役員も事務所におさまっていなかった。坂井音三郎に代わって秋元聰、続いて平野秋蔵が組合長に就任、再び秋元聰が解散まで組合長を担ったが、これをたすける各理事たちも張りのある活動に終始した。養員担当、海苔担当、共販担当など専任役員を中心に組合員の中から有能な人材を吸収して、強力な運営体制を作りあげていた。



第11代組合長 平野秋蔵



第10代・12代組合長 秋元聰



海苔腐れ病を打破し、一方において北海道地方に分布していたウツプイ海苔の導入を試験したり、漁場に肥料撒布を行ったり、薬剤防除を実施したり、あるいは貝類養殖についてもアサリ、ハマグリ、稚貝の投入など収奪漁業から栽培漁業へと見事な転換を計り成功を収めたのだった。

昭和二十九年には海苔共同販売体制を敷き、集荷場、火入加工場、海苔保管倉庫を建設し、産地仲買人へのみ委ねていた販売方式を入札販売に切り換えてもいる。この時の建築竣工式はたまたま坂田八幡神社の秋の大祭当日にあたり、若者たちは「みこし」をこの式典会場の漁業組合事務所にかつきこみ、花火をあげるやら組合長を胴上げするやら祭りの渦は絶頂に達した。それは地場産業としての海との結びつき、豊漁を祈願する淳朴な心根として、祭神に竣工成った建物を見せたいとの心理が働いたのかもしれない。さらにみこしは中秋の海へと繰り出し、胸まで海水に浸りながら海の男達の心意気を最大限に発揮したのだった。

いづれにしても坂田漁業協同組合の黄金時代が開幕したのであった。

坂田漁協にはひとつの特異な財源があった。海苔種付網の他漁協への出荷がそれであり、その収益は莫大なものとなった。種網の採取場は養殖場よりも岸側に設けられた。

大和田境より畑沢境までの海岸線におよそ三二〇〇〜二三〇〇柵の杭柵が建てられ、海苔の種付けが行なわれた。各柵には一〇枚程度のコイルヤーン網が張りめぐらされ、坂田の丘陵から干潮時にこの様を一望すると、それはあたかも延々とした大橋が架けられているもののように壮観だった。九月下旬から十月いっぱいにかけて、愛知、四国方面の漁協からの買付け人がつめかけ、あるいは自前で引き揚げに来る者やらで、坂田海岸



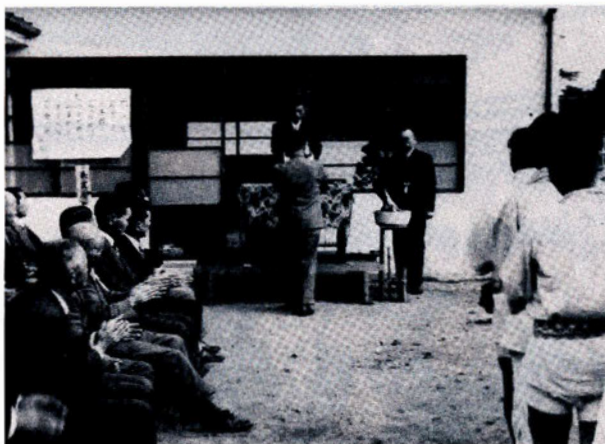
組合倉庫完成式(昭和29年10月15日)

は大いに賑わった。

その活況ぶりは、近隣漁協も舌を巻くほどであり、木更津、富津の盛り場や歓楽街も坂田漁民に対して一目も二目もおいた。漁場から潮臭い仕事着のまま繰り出していても彼らは歓待された。宴会を張れば木更津の芸妓たちはどんな席にいても、そこをはずして馳せつけた。両国の花火大会には船を連ねて隅田川河口へと出向き、見物の他船を威圧したこともあった。誇張ではなく、彼らの遊びは豪快だった。

豪快に遊んだだけでも坂田の漁民は仕事にも徹底して打ち込んだ。従来からの田畑の耕作は依然継続していたし、海苔養殖についてもつねに技術革新を追い求めてやまなかつた。昭和三十三年には英国の海藻学者、ドルー女史の唱えた「糸状態」という海苔の生活史に関わる学説を基礎に、海苔の人工採苗の実用化が全国各地におこった。千葉県では当時水産試験場が千葉市の神明町にあり、ここに田村静夫という口数の少ない、いかにも研究者タイプの青年技師が奉職しており、漁民に先立ち早くからこのことを研究していた。坂田漁協の研究部員は連日のように彼を訪れ教えを請うた。そしてまた同氏を招聘して、新技術の取組みに組合員は心魂を打ちこんだ。海岸には人工採苗舎を建設し、回転式採苗機も創作し、海水汲みあげのポンプ場も設備して、組合員はそこを共同利用した。実用化の改良は急速に進み、それだけでは十分に組合員の需要をまかない切れず、ついに組合員たちは自宅にも採苗舎を建ててしまつた。

そればかりではない。生産技術の革新もさることながら、海苔の製造にもどんどん機械を取り入れていった。ちなみに坂田漁民の中には機械に対する異常なまでに執着をしめす人々がいたことである。蒔木を立てるための道具といえ、創始期の頃は振り棒と



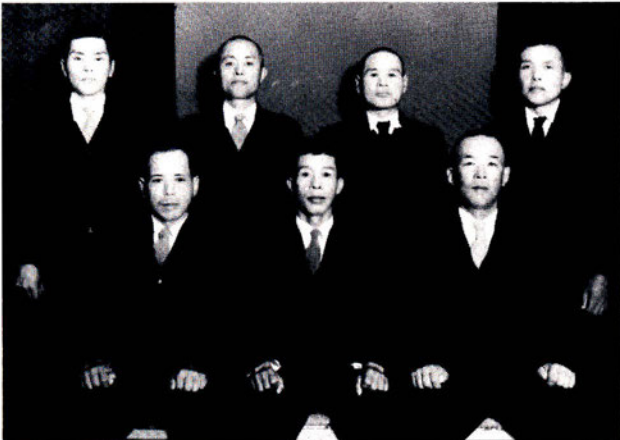
海苔火入れ場完成式(昭和29年10月15日)

称するふた又の櫂や櫂の木で造った棒が使用されていた。それを「スイコ」と称して竹の節を抜き先端には戻り防止の金具をつけて、海水と砂と一緒に吸いあげる装置を考え出した広部喜三郎。ポンプの吐水圧に着目し、井戸ポンプを海に持ちこみホースと鉄管を連結させて砂を穿ち穴を掘ることを考え出した北見浦吉。このポンプ方式を動力化した色部浄、金治兄弟。またさきにコイルヤーンを使って網の研究をした平野仁三郎は、海苔漉き装置の発明に腐心していたが、完成寸前、企業の製作した海苔漉機に先を越されてしまった。

海苔つみ機を初めて日本で完成させた鈴木自動車工業が最初に実用化させたのは他ならぬこの坂田の漁場である。この研究に協力した秋元晋はこの機械を今も大切に残している。海苔乾燥機、海苔漉機と製造工程の機械化は進み、櫂であやつた舟も動力船へと移り、坂田漁業協同組合は破竹の勢いで拡充していった。

## 誇り高き漁業の終焉

だが時代の波は刻々とこの坂田の海岸にも押し寄せていた。しかもそれは一過性のものではない。繁栄を続けた坂田の漁業史がまさに息の根をとめられるという重大事に遭遇しようというのであった。千葉県側の東京湾はすでに三十二年ごろから京葉工業地帯造成の名のもとに埋立て工事が進められていた。県の「県民所得を高め、県財政の基礎を強化するため、高次産業構造を近代化し、生産力の飛躍的増大を図る」という目的に照合すれば、早晩この浜辺にも埋立て問題が発生するだろうことは予測できた。



昭和32年の漁業協同組合役員

とはいえ、その速度が予想外に早く、昭和三十五年にはもう隣の五井、姉ヶ崎地区までやってきたことには、あらためて驚かざるを得なかった。しかも、坂田の海苔養殖事業はまさに絶好調の勢いで伸びているさなかであった。人工採苗は苦心のすえにそれを乗り越え、浮動式養殖法、製造工程の機械化と漁民の海苔養殖に賭ける意欲はますます高まるばかりであった。貝類の養殖も稚貝の成長がめざましく、これから収穫期を迎えようとしていたし、都会人のレクリエーションセンターとしても脚光を浴びはじめた矢先だったのである。

しかし、それが一通の通達によってまさに失望のドン底へと追い落される破目となったのだ。三十五年十月十九日、千葉県知事柴田等は宮沢副知事をして、君津漁業協同組合と坂田漁業協同組合に漁業権の放棄を要請してきたのであった。

その内容は「木更津、君津地区においても工業用地造成を行ないたい。ついでには海面の埋立て約二〇〇万坪と臨海地区九〇万坪を造成したいから、漁業権を放棄してほしい」というものであった。

坂田漁民はとりあえず無視した。何よりも盛況の海苔養殖に取り組んでいた組合員にすれば、そうした要請が実感としてとらえられない毎日だった。

海面の汚染を見つめながら何やら押し寄せるものは感じていたが、それでも改善に改善を重ねた海苔養殖は依然好調だったから無理もない話だ。秋元聰は「このまま漁業を続けていっても立派に生活できる」という態度を早々に表明した。「おそろくそうはいくまい」というのは秋元聰ならずとも予測できたが、事は組合員全員の生活権の問題であったから、慎重に対応するのは当然であった。だが大和田、人見で作られていた隣の



君津漁協の態度はいささか柔軟な姿勢であり、坂田の組合員をいっそう不安にさせた。君津漁業が同意したら、なしくずしに、あるいは坂田だけが取り残されるのではないかという危惧をいだく者も出てきたのであった。

案の定、翌三十六年一月十七日に県は再度の要請文書を送ってきた。その内容は、次のような具体的提案を示したものであった。

「当県に第二次産業を誘致し、経済基盤を確立することによって県民所得を増大し、もって県民福祉の向上を図ることを目的とする、京葉工業地帯造成事業は、関係各位の御協力により着々と進捗し、我が国産業の中核をなす企業が順次進出、操業に入り、初期の目的を達成しつつあることは御承知の通りであります。県は五井、市原地区の工業用地造成事業に引き続き木更津、君津地先に一大重工業地帯を建設するために、昨年十月十九日付開管第二三九号をもって、貴組合地先の漁業権を放棄願ひ度い旨、お願い申し上げたところであります。県といたしましては貴組合地先海面の埋立を早急に実施したい考えでありますので、この趣旨を組合員に徹底させていただくため至急に説明会が開催出来ますよう、格段の御配慮をお願いいたします。」

組合長の秋元聰にすれば、ともかくも対策委員会を設置して、この「黒船」の到来に対応せざるを得なくなった。これまで明かされなかった進出企業も日本最大のカンパニー、八幡製鉄（現在の新日本製鉄）であることも判明した。対策委員会の委員は次のように人選された。

組合役員側から秋元聰、栗原秋蔵、廣瀬潔、井祐真平、水越清、平野秋蔵。

組合員から坂井武次、秋元晋、斉藤保、栗原正二、坂井俊雄、安藤重、平野與志雄、



海苔ザルをかついで寺家坂を越える（昭和25年頃）

廣部春次。それに組合書記の井祐吉久が加わった。

この一五名は連日のように検討会議を開き、県側の要請にどう応じるか慎重な議論を展開した。

「坂田の漁業はようやく脚光を浴びたところだ。そのための先行投資をしたばかりで、その金額も莫大な額ではないか。この際キツパリと断わるべきである」

「それはそうだが、五井、姉ヶ崎を埋め立てられてきている。噂によれば君津漁協は放棄の線で県と交渉している。これが契約されたら坂田は完全に包囲されることになる。

そうなくても海苔はやっていけると思うか」

「とにかく君津漁協の出かたを見ようじゃないか。それから漁業放棄の先発漁協をたねんに研究しよう。坂田はあせることはない。組合の団結が固ければ固いほど対応策はとりやすい。あせて損をしないことだ。なんといっても組合員全員の生命がかかっているのだから……」

そうした議論を幾度も重ねているうちに、あるものは君津漁協と県、町当局の動向をさぐり、またすでに漁場放棄した漁協の情報を集めた。その間にも地元新聞や経済新聞は、この地区の埋立てが決定したものとごとき報道を流していた。

当面の問題処理について対策委員にゆだねているとはいえ、さすがに組合員それぞれの動揺は隠せなかった。だが組合長の秋元聰は決して動じなかった。

「現在の段階では決して同意の色を見せてはいけない。組合は団結して充分に機を熟すのを待つことだ。坂田漁協にはその余裕がある。あせることは百害あって一利なし」

という腹を固めていたのである。桜井、小浜、畑沢、坂田、君津などこの地域の組合長

### ■たばことコップ酒

山峡の坂を下って国道十六号線にぶつかる海岸にたばこを売る船大工の重兵衛と、酒と日用雑貨の安さんと二軒があった。またこの真向いに、昔、明石醤油が向地送りのために建てた納屋があり、隣りには海苔出荷所兼研究所があった。この二軒の店は海へ出入りする坂田の人たちが用を足す便利な存在だったから、よく繁盛した。

真冬の海で冷えた体を熱かんで蘇生させる。うだるような夏のハマグリ捲きから上がってのビール一ぱい。その床几は談論風発のコミュニケーションの場にかわる。甘党はもち菓子で茶をすすった。のり腐れの話、ハマグリの採れ高の話、のり相場の話、新しい漁法、新しい機械、何でも話のたねになる。開けっ広げの社交場だが、ここで飲んでも崩れることはなかった。家に帰ればまだ仕事は残っている。それだけに働き者たちにはカンフル注射のようなものだった。

会議でも秋元聰はかたくなに「反対」を主張し続けてきた。

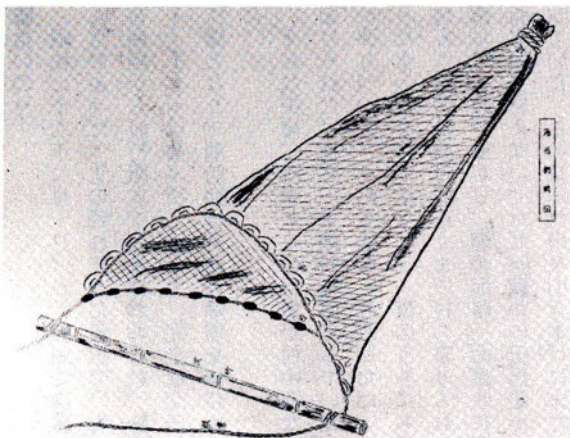
しかも当面している問題はイチかバチかのたぐいのものではない。リーダーには確固たる自信と展望、そして戦略がなければ組合員はともついてもついていけない。その意味で彼のもつ独得のワンマン性は大いに信頼されたのであった。秋元聰自身の背景にはさまざまの情報があつた。近隣漁協と坂田との違い、さらには海苔種網や貝類の関係で親交の厚かつた漁業権放棄漁協の体験などがものをいっていた。

君津町当局も県からの要請をうけて漁協に対しての説明会が開催できるよう強く迫ってきた。組合員も最大の関心事であるだけに、鋭い質疑応酬に殺気だった場も二度三度。漁業権補償の問題、漁民転業問題、後背地の問題など双方の考え方に基本的な行きちがいが多く、町当局は埋立て促進はしないというものの埋立て反対の声が強まるばかりであつた。

その二カ月後、県と町当局は各漁協代表による九州八幡製鉄所の視察を企画し、坂田漁協にも参加するよう要請してきた。

「反対決議がなされているのに進出企業への視察など無意味だ」という声が強かつた。対策委員会もこのときは非常に苦慮し、深更まで審議して「なによりも県と町の要請が強い。これにあえて逆う必要はない。決議は決議として、直接漁民の眼で現地視察することは決して無駄ではない」との結論にもとづいて、坂田漁協も町当局の企画に参加することになった。

秋元聰に同行したのは水越清と秋元晋であつた。視察団一行は漁民代表である責任を感じながら、三月二十六日に出発し、八幡製鉄所、戸畑製鉄所、大分製鉄所、光製鉄所、



海苔の桁網

堺製鉄所を回り、厚生施設や周辺商業地域の状況などを視察した。北九州市では市役所を訪問、「住民と企業との対応」など座談会を開き、八幡製鉄側は君津進出への熱意を説き協力方を懇請した。しかし、坂田漁協は一貫して拒否の姿勢をとり続けてきた。

その年、すなわち三十六年八月十日である。隣りの大和田、人見部落が所属する君津漁協が埋立てに同意してしまった。補償交渉が妥結したのである。補償額は組合員一人当たり平均六三五万円となった。君津漁協組合事務所の周辺には金融機関のテント村が出現した。

交渉開始後一〇カ月目の決着であった。県はただちに埋立て工事に着手した。このとき、事態は現実性をもって坂田漁民にあらためて迫ってきた。発展期の、そして攻めの時代には力の結集は容易である。多少の不満を内在していても結果がよければ決議にも乱れないが、隣の組合に大金が支払われたとなると、やはり坂田の人々の間にも漁業補償金に関心が移るのをおさえきれなかった。

秋元聰はにわかに開発対策委員会を「漁業権補償交渉委員会」に衣替えし一層の拡充と強化を図ることにした。新たに水越曠、平野隆、斉藤優、牧野小一郎、色部晋司、色部喜八、安藤悟、堤秋蔵らが委員に加わった。一部委員の辞退もあったが、水越曠を委員長とする組織を生み出し、県当局との折衝交渉に当たることになったのである。

補償交渉は、千葉県方式（電源開発方式）といわれる生産額を一〇年間資本還元する補償方式をとった。しかし、それから翌年にかけて何度かの交渉を続けながらも、双方の算出する数字は平行線をたどるばかりであった。

ところが現実は何が起るかわからない。三十七年十月の千葉県知事選挙において、

### ■拾いのり

昭和二十六年二月十日、ここ坂田では珍しい大雪であった。北の荒れ狂った風雪で、海は海苔柵場から波打際まで海水におおわれ、陸地は一メートルに及ぶ積りようで、完全な交通マヒ状態となり、消防団は道路の除雪をはじめていった。

そんな午後、海岸からの急報が村中隈なくに届けられた。夜間、干潮時に露出していた海苔が凍りついて、それを強風と波浪がたたいたからたまったものではない。一夜のうちにはちぎれ飛んだ海苔は波打際近くまで打ち寄せられて堆積していた。しかし、朝の海は一面流水に覆われて何も見えない。ただ何艘かの伝馬船が水没していた。この沈んだ舟を引きあげに来た一人が流れのりの堆積を発見したから、大騒ぎとなった。

海苔は固体にしがみついて成長しているが、陸の野菜とちがって、ちぎれても浮遊している間は腐敗することもなく、摘みとったものと同じである。大だま、小だまをかつき出して、村中が海岸へ集まった。スズメの群が黄金の穂先に舞いおりたような壮観である。この頃、腿までの長靴があるのは良い方で、だいたい膝下長靴だったから、たちまちゴム靴に水が入る。夢中であるときは冷たくなかったのが、日暮れ



当面の交渉相手である柴田等には不運にも落選、加納久朗にとって替わった。それもつかの間のこと、加納は柴田県政の引き継ぎもままならないうちに他界した。そして三十八年四月、新たに友納武人が知事に選出された。

このあわただしい変化の中にあつて県当局は漁業補償どころではなくなつた。木更津の航空基地が米軍に使用されるという話も出て、坂田地先に高い煙突を建てることは不可能であるとの通達もあり、坂田との交渉は一時中断となつた。県との中間に立つた君津町も、町長が岸周治から鈴木菊治郎にかわり、この開発問題を手がけた助役の高橋敬総務課長の杉浦明、開発課長大草隆は在職のまま終始した。

こうした慎重な交渉を続けている最中にも、坂田漁業協同組合は前へ前へ進もうという習性を失なつていなかった。

なんと彼らは交渉中断を機に自前で海面埋立てを実施したのである。苅込寅蔵宅の北側の船溜りから青沢広治宅北側畑沢境の間に約一万坪の埋立て工事を行なつたのだ。これには近隣漁協はもちろん、県、町当局も驚かざるを得なかつた。海面のまま譲渡するのと埋立て後に売却するのではその評価はおのずとちがう。なによりもその事実が坂田漁業協同組合の余力を誇示するのにも効果があつた。

その埋立て地にはその後、共同利用施設や海の家が建てられ、三十七、八、九年と観光客を誘致した。不慣れな組合員たちは婦人部なるものを作り、潮干狩り客、賣立て遊び客の食事サービスにつとめた。この自前の埋立地は組合解散の直前、東亜港湾工業株式会社へ坪一萬円の値段で売却された。

しかし、その時点になると東京湾では海の汚染が甚しく進行して、もう手をつけられ

近くまで流れのりをすくつた。夕方になるとまた海は凍りつき、三日間もこの収穫が続き、拾うほうで大いにうるおつた。

この頃までの拾いのりは小さな「たま」ですくつていたが、新しい漁具として桁たてという道具がこのあと登場してきた。六尺の枠組みした口もとへ三間もの網をつけて曳き歩き、また舟で漕ぎ回り、沈積したのりを一網打尽にすくい取るのだから、効率は桁はずれに上々である。海の清掃組合といわれた桁組合も誕生した。

坂田浦の地形が富津岬と盤洲鼻を結ぶ湾奥にあつたため、北の季節風で寄せ集められた拾いのりでも、坂田は有利な立場にあつた。流れのりでも自浦に権利があつたからである。海苔柵を持たない他地区の漁師や、不作の漁民達が監視の眼を盗んで坂田の海へやってきた。一時期この流れのりをめぐつて大乱闘事件が起こつた。桜井、小浜の連合軍と坂田の戦である。海の男の気性は荒い。カイでなぐる、水を浴せかける、なかには弾銃を持って押しかけた者もあり、水上警察の制止によりようやく静まったものの、講和会議は仲々進展せず、坂田では戦利品として相手方の桁を没収、後日の証拠品として保管した。一〇日余りもんちゃくのすえ、近隣組合との拾いのり協定がつけられるようになった。

ないほどに汚れきっていた。重油被害、工場排水による水質汚濁、貝類・海苔・近海魚の痛手は目をおおうばかりとなっていた。坂田の海苔養殖業でかつてこのような不測の事態を予想した人が一人でもいたであろうか。優良な種網漁場が一変して他浦から種網を導入しなければやっつけられないようになっていた。その種網も成長させ摘み取るまでの成育段階は営業採算ベースを割りこみ、もう手おくれの状態だった。三十七、三十八年と不作が続き、三十九年には海苔不作による臨時県議会も招集されて天災融資法に頼らざるを得なくなっていた。

三十九年の年末、県は二年半ぶりに漁業権放棄の申し入れをしてきた。年の暮れのあわただしい時でもあったが、打ち続く漁業の不調と将来性が暗い実情をふまえて坂田漁協はこの申し入れに応諾したのであった。翌年二月には早くも第一回交渉が再開された。その後二月二十四日、三月二日、三月八日、三月二十二日と交渉は続けられ、いよいよ坂田の漁業権交渉は大詰めを迎えた。

そして四十年四月二日、組合側は一人当たり平均八五〇万円の補償額を要求し、これに対し県当局は八三三万円を提示した。この時の調停役は君津町長の鈴木菊治郎。おたがいに譲り合って八四〇万円の線に落ちついた。ただし沖漁関係者にはこれに上乘せした一〇三一万五〇〇〇円得了承を得た。

この間の交渉は双方数字を挙げての論戦であり、組合長・秋元聰、交渉委員長・水越曠をはじめとする委員は徹底的に基礎数字の収集に専念した。巷の話題はもっぱら漁業権交渉の成行きであり、組合員の動揺も抑えがたく、全智を絞った一時期であった。

あけて四十年五月七日、花の井の漁業協同組合事務所には正組合員一二一名、準組合

#### ■ハマグリ泥棒

アサリは三年、ハマグリは四年で成貝になる。投苗した稚貝がようやく成長した頃のことだった。東京湾全体の汚染が進んで水揚げがなくなると、向かい地の東京、神奈川から盗賊集団がやってきた。冬の寒い深更であるから始末が悪い。組合では自主防衛の快速船を建造した。自動車エンジン付きで小幡造船所で設計したモダンな警備艇だった。海のまん中には監視の望楼を立て、船との交信にはトランシーバーを使って追いまくった。しかし、逃げ足の速い泥棒船には追いつけず、捕えることはできなかった。しかし、ことは追い返せば足りることだから、それで十分だったが、交代勤務の夜警は数年続いたが、仲々につらいものだった。

員一名の全員が出席し、満場一致で漁業権放棄が決定されたのである。

### 漁業権等の放棄およびこれに伴う損失等の補償に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と、坂田漁業協同組合（以下「乙」という。）および青澤広治ほか一二一名（別紙記載のとおり。以下「丙」という。）とは、甲が君津町地先に木更津港の拡張および工業用地を造成するため、漁業権等の放棄およびこれに伴う損失の補償に関し、次のとおり協定する。

第一条 乙は、現に有する区画漁業権（区第二八号をいう。）および共同漁業権（共第一二二三号をいう。）ならびにこれに関するいっさいの権利を放棄するものとする。

第二条 丙は、現に有する区画漁業権漁業および共同漁業権漁業を営む権利を放棄するものとする。

第三条 前二条に規定する権利の放棄は、昭和四十一年一月三十一日限り行なうものとし、漁業権の登録手続は、乙の責任において行なうものとする。

第四条 甲は、乙および丙に対し第一条および第二条に規定する権利の放棄に伴う損失に対し補償を行なうものとし、その補償金（以下「補償金」という。）の種類別総額は次のとおりとする。

一、区画漁業権漁業関係

金八八〇、七一八、〇〇〇円



漁業権放棄の協定書(昭和40年5月26日調印)

二、共同漁業権漁業関係

金一三六、一八二、〇〇〇金

三、組合職員退職関係費

金 二、〇〇〇、〇〇〇円

四、組合事務経費

金 一、〇〇〇、〇〇〇円

合 計 金一、〇一九、九〇〇、〇〇〇円

第五条 乙は、乙の責任において、前条の補償金を乙および丙の各人別に分配するものとし、その金額は別紙配分表の配分金額欄に掲げる額とする。

第六条 補償金は、現金および別紙千葉県交付公債発行要領に基づき発行する千葉県交付公債（以下「公債」という。）をもって支払うものとし、その支払区分および支払期日は、次のとおりとする。

現金 昭和四十年五月三十一日 金二〇七、二〇〇、〇〇〇円

現金 昭和四十一年二月一日 金 四〇〇、〇〇〇円

公債 昭和四十一年二月一日 金八一二、三〇〇、〇〇〇円

二、補償金の各支払期日における丙の各人別支払金額は、別紙配分表の支払区分欄に掲げる額とする。

第七条 乙は、現に設定されている、入漁権を乙の責任において消滅させるようすみやかに措置するものとし、その細部については別に協議して定めるものとする。

第八条 甲は、乙の地先公有水面に港湾および工業用地を造成することに伴い、乙の地区内に用排水の不良地を生じないよう十分考慮するものとする。

二、甲は、乙の地先に進出する企業に対し、乙の地区内における井戸の枯渇の防止および公害の防止について、万全の処置を講ずるよう指導するものとする。

千葉県交付公債発行要領

1. 公債の名称	千葉県交付公債た号	千葉県交付公債れ号	千葉県交付公債そ号
2. 発行額	270,360,000円	270,370,000円	271,570,000円
3. 証券の種類	1万円券10万円券 100万円券の3種	全 左	全 左
4. 利率	年 8 分	全 左	全 左
5. 発行価格	額面100円につき100円	全 左	全 左
6. 償還金額	額面100円につき100円	全 左	全 左
7. 期限及び償還方法	3年満期償還	4年満期償還	5年満期償還
8. 利払期日	毎年1月31日	全 左	全 左
9. 発行期日	昭和41年2月1日	全 左	全 左
10. 元利金支払場所	別に定める	全 左	全 左



第九条 甲は、丙およびその家族の転業について、次の事項を十分考慮するものとする。

一、進出会社等への就職および職業訓練所入所等に関し、優先的にあつせんすること。

二、転業にあたり許認可を必要とするものについては、仲介の労をとること。

三、転業資金の融資のあつせんを行なうこと。

四、進出会社の構内、団地等において営業を希望するものがある場合においては、優先的にあつせんを行なうこと。

五、諸種の資格修得について、援助を行なうこと。

第十条 甲は、乙および丙の補償金を課税標準とする国税について研究し指導するものとする。

第十一条 乙および丙は、この協定の締結をもって、今後漁業権等の放棄およびこれに関する損失の補償について、いっさいの異議の申立てを行なわないものとする。

第十二条 乙が解散した場合においては、君津町長および丙の代表者をもって組織する機関が、この協定に関するいっさいの権利義務を承継するものとする。

第十三条 この協定の実施に関し、必要な事項については、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書五通を作成し、各一通を保有する。

昭和四十年五月二十六日

■漁業権放棄に関する権利と補償

一、漁業権

共同漁業権域 一八九万八〇〇平方メートル  
区画漁業権域 六六万二一〇〇平方メートル

二、補償額

(1) 共同区画漁業権総額

一〇億一六九〇万円（組合員二二人分）  
一人平均八四〇万円

(2) 準組合員 一人五〇万円

(3) 雑件

(イ) うたせ漁業五人 六一二万五〇〇円

(ロ) 雑漁業二〇人 四〇〇万円

(ハ) 組合員に準ずる者三人 一〇五万円

(ニ) 事務職員退職手当（組合長ら常勤役員を含む） 二〇〇万円

(ホ) 解散事務経費 一〇〇万円

三、補償金の交付

総額の二〇パーセントを四十年五月三十一日現金で、残りは翌年二月一日、県債券（年利八分二年据置き、三ヶ年平均償還）で交付された。

安政五年、坂田浦で海苔養殖が開始されて、すでに一三〇有余年。坂田漁民は、どんな時代でも精いっぱい、しかも進取的に生きて来た。

かくして誇り高き坂田の漁業史は終焉を迎えたのであった。

幕を除かれた記念碑はやわらかい春の日射しの中で、組合員たちに静かに語りかけていた。

「お前たちは団結し、献身的に悔いのない生き方をしてきたのだ」

「お前たちは近代国家建設のために、ぎりぎりのところまで闘ったのだ」

「お前たちの探究心、先見性、そしてその魂は後世に必ずや生かされるものだ」

除幕式が無事終了し、一礼した組合員たちは、その日の午後に解散式を予定されている組合事務所へと歩きはじめた。海へ通いなれた寺家坂を越えて七、八分。組合員それぞれ、その思いは異なっていたかもしれないが、運ぶ足どりはむしろ春風のように軽やかで、爽快であった。

千葉 県 知 事 友納 武人  
 千葉 県 開 発 局 長 杉山 正  
 坂田 漁 業 協 同 組 合 組 合 長 理 事 秋 元 聰  
 青 沢 広 治 ほか 一 二 一 名 代 理 人  
 坂田 漁 業 協 同 組 合 組 合 長 理 事 秋 元 聰  
 立 会 人 君 津 町 長 鈴木 菊 治 郎



漁業協同組合解散記念品